

平成26年12月定例会

河合町議会会議録

平成26年12月4日 開会

河合町議会

平成26年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（12月4日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	6
○開議の宣告.....	6
○町長のあいさつ.....	6
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	7
○付議事件の一括提案理由の説明.....	7
○議案第48号の質疑、討論、採決.....	14
○承認第7号の質疑、討論、採決.....	14
○承認第8号の質疑、討論、採決.....	15
○議案第39号から議案第47号の委員会付託.....	16
○散会の宣告.....	17
○署名議員.....	18

河合町告示第19号

平成26年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年11月28日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成26年12月 4日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 6 年 1 2 月 4 日 (木曜日)

(第 1 号)

平成26年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年12月4日（木）午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第48号 河合町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
- 日程第 6 議案第39号 平成26年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第40号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第41号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第42号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第44号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第45号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 馬場千恵子	2番 杵本光清
3番 吉村幸訓	4番 岡田康則
5番 森尾和正	6番 池原真智子
7番 西村 潔	8番 疋田俊文
9番 谷本昌弘	10番 中尾伊佐男
11番 岡井誠也	12番 辻井賢治
13番 弓戸 猛	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 岡井康徳	副町長 藤岡和成
教育長 竹林信也	総務部長 竹田裕昭
福祉部長 中尾博幸	住民生活部長 梅本英則
まちづくり 推進部長 東 正次	教育部長 井筒 匠
総務部次長 澤井昭仁	総務部次長 福井敏夫
まちづくり 推進部次長 堀内伸浩	総務課長 木村光弘
税務課長 岡田昌浩	安心安全 推進課長 森嶋雅也
住民福祉課長 門口光男	福祉政策課長 辰巳 環
社会福祉 協議会課長 上村 豊	保健スポーツ 課 長 梅野修治
特命担当 山本孝典	住民生活課長 西浦清繁
環境衛生課長 斉藤幸美	まちづくり 推進課長 中山雅至
上下水道課長 石田英毅	教育総務課長 杉本正範
生涯学習課長 上村欣也	

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 御 興 善 弘 主 査 堀 内 一 憲

開会 午前10時01分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第19号をもって平成26年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成26年第4回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回定例会を召集いたしましたところ、みなさん元気にお集まりいただきまして大変ご苦労様でございます。

本日上程をさせていただきます議案第39号から議案第48号の10議案と、承認第7・8号2承認、合計12案件を上程させていただいております。慎重なるご審議をいただき、ご決定賜りますことをお願いを申しあげまして招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、10番、中尾伊佐男議員、11番、岡井誠也議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

11月28日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、池原真智子議会運営委員長より会期等について報告願います。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○6番（池原真智子） 去る11月28日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月4日より12月12日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第39号から議案第48号の10議案、承認第7号、第8号の2承認を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、12月11日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より12日までの9日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第39号より第48号までの10議案、承認第7号、第8号の2承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成26年12月定例議会に上程致されました、議案第39号から議案第48号までの10議案、承認第7号・第8号の2承認、合計12案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案第39号 平成26年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,519万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を63億9,375万8,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正につきましては4ページをお開き願います。

このことにつきましては、2事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を5億580万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

今回の補正のうち、人件費につきましては、人事院勧告実施に伴い1,514万8,000円の増額、中途退職者等により989万円の減額で、差し引き525万8,000円の増額となっております。

それでは、人件費以外の項目についてご説明申し上げます。16ページをお願い致します。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費では、財源調整により4,486万円の減額となっております。18ページをお願い致します。

2款総務費、4項選挙費の、知事・県議会議員選挙費で390万円の増額。内容につきましては、平成27年4月12日執行予定の知事・県議会議員選挙に係る事前準備経費となっております。22ページをお願い致します。

3款民生費、1項社会福祉費の障害福祉費では、自立支援医療給付費として907万9,000円の増額で、当初予算に見込んでいない高額な医療費支払いによる扶助費の増額となっております。

地域生活支援事業費では、給付対象者の利用増により扶助費790万8,000円の増額となっております。

介護給付費では、障害者自立支援に係る対象者の利用増により扶助費3,172万6,000円の

増額となっております。24 ページをお願い致します。

同じく、後期高齢者医療費では、2,615 万 6,000 円の増額、内容につきましては、後期高齢者医療費負担金で平成 26 年度分及び平成 25 年度精算分確定による増額補正となっております。

同じく、2 項児童福祉費では、未熟児養育医療給付費として 34 万 9,000 円の増額、内容といたしましては、対象者の増加による扶助費の増額となっております。次に 30 ページをお願い致します。

6 款農林商工費、1 項農業費では、多面的機能支払推進事業費として 90 万 3,000 円の増額、内容といたしましては、「農地・水保全管理支払制度」に新たに、農地維持支払交付金が追加され「多面的機能支払制度」として創設されたことによる増額となっております。

42 ページをお願い致します。

11 款公債費、1 項公債費では、1 億 452 万 9,000 円の増額、内容といたしましては、今年度、県が創設した奈良県市町村財政健全化支援事業（高金利地方債繰上償還への貸付及び補助）を活用し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するため借換えすべく計上するものでございます。元金では、借換えに伴う繰上償還金 9,400 万 5,000 円の増額。

公債諸費では、繰上償還に係る補償金として 1,052 万 4,000 円の増額となっております。

12 款諸支出金、2 項特別会計繰出金では、24 万 4,000 円の増額。内容といたしましては、住宅新築資金等特別会計繰出金で奈良県市町村財政健全化支援事業による借換えに伴う一般財源分の繰出分の増額となっております。

次に歳入についてご説明致します。8 ページをお願い致します。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金で 18 万円の増額。13 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 2,048 万 6,000 円の増額。同じく 2 項国庫補助金で 395 万 4,000 円の増額。14 款県支出金、1 項県負担金で、1,024 万 2,000 円の増額。同じく 2 項県補助金で 743 万円の増額。同じく 3 項県委託金で 390 万円の増額。20 款町債、1 項町債で 9,900 万円の増額となっております。

以上、歳入歳出 1 億 4,519 万 2,000 円の増額補正となっております。

議案第 40 号 平成 26 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算に 666 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,626 万 1,000 円とするものでございます。

第2条 地方債の補正につきましては3ページをお願い致します。

このことにつきましては、住宅新築資金等貸付事業借換債として限度額を610万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。10ページをお願い致します。

3款公債費、1項公債費では、666万1,000円の増額で内容といたしましては、今年度、県が創設した奈良縣市町村財政健全化支援事業を活用し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するため借換えすべく計上するものでございます。

元金では、借換えに伴う繰上償還金601万6,000円の増額。公債諸費では、繰上償還に係る補償金として64万5,000円の増額となっております。

次に歳入についてご説明いたします。8ページをお願い致します。

2款県支出金、1項県補助金で31万7,000円の増額。3款繰入金、1項繰入金で24万4,000円の増額。6款町債、1項町債で610万円の増額となっております。

以上、歳入歳出666万1,000円の増額補正となっております。

議案第41号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、保険事業勘定において既定の歳入歳出予算にそれぞれ473万3,000円を追加し歳入歳出予算総額を16億4,259万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

1款総務費、1項総務管理費では、473万3,000円の増額、内容につきましては第六期計画制度改正に伴う介護保険システム改修費273万3,000円の増額、及び地域包括ケアシステム構築費200万円の増額となっております。

次に歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

4款国庫支出金、2項国庫補助金で140万2,000円の増額。6款県支出金、3項県補助金で200万円の増額。7款繰入金、2項基金繰入金で133万1,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出473万3,000円の増額補正となっております。

議案第42号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、現在の幼稚園や保育所及び認定こども園の特定教育・保育施設及び、今後市町村認可において実施される事業として特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等について、子

ども子育て支援法により国の定める基準を踏まえ、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものです。

新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けている事を前提に、施設型給付や地域型保育給付の対象となる事を希望する教育・保育施設及び地域保育事業者について、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。この条例で定める基準は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでございまして、特定教育・保育及び特定地域型保育事業者は当該基準を遵守する必要がございます。

尚、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

議案第 43 号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等については、市町村の認可事業として位置づけされております。その基準は、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項により、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、3歳未満の児童を対象とした家庭的保育、小規模保育型、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業の保育を、市町村の認可事業として、児童福祉法に位置づけた上で地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしております。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から河合町として施行するものでございます。

議案第 44 号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、子ども・子育て関連 3 法の制定、平成 24 年 8 月に制定されていますが、これにより児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものです。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、

その健全な育成を図るため、放課後等に小学校施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関するものでございまして、これにつきましても法律の施行の日から河合町も施行するものでございます。

議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号につきましては、平成 26 年度人事院勧告に基づき、これを準拠して条例を改正するものでございます。

議案第 45 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な内容は、期末手当の年間支給月数を 0.15 月分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 46 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な内容は、期末手当の年間支給月数を 0.15 月分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 47 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで、ございます。

主な内容は、期末勤勉手当の年間支給月数を 0.15 月分引き上げる改正、並びに給料表を平均 0.3%引き上げる改定、通勤手当の引き上げの改正となっております。

この条例は、公布の日から施行し、期末勤勉手当の改正につきましては平成 26 年 12 月 1 日から適用、給料表の改定並びに通勤手当の改正につきましては平成 26 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 48 号 河合町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてで、ございます。このことにつきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、所要の改正をするものでございます。

改正いたします内容は、産科医療補償制度における掛け金の額が、3 万円から 1 万 6,000 円に減額となることから、産科医療補償制度の未加入医療機関等における出産について、掛け金の減額分 1 万 4,000 円を上乗せ支給し現行 39 万円から 40 万 4,000 円に変更するものでございます。

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「平成 26 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明を申し上げます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 847 万 4,000 円を追加し、予算総額を 62 億 4,856 万 6,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。8 ページをお願い致します。

2 款総務費、1 項総務管理費の財政調整基金費では、財源調整により 18 万 2,000 円の減額となっております。

2 款総務費、4 項選挙費では、865 万 6,000 円の増額で内容につきましては、平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員選挙費の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

14 款県支出金、3 項県委託金で 847 万 4,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 847 万 4,000 円の増額補正となっております。

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明致申し上げます。

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により「児童扶養手当法」の一部が改正されたことに伴い、「河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」中、同法の条項を引用する条文について改正を行うものでございます。

尚、この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行するものでございます。

以上、上程致されました 12 案件の説明をさせていただきました。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時46分

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開します。

日程第3 議案第48号 河合町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第48号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第48号 河合町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成26

年度河合町一般会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番(西村 潔) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 西村議員。

○7番(西村 潔) 実績的な質問ですけども、これ国政選挙の費用ということであがってます。この中で18万2,000円ってのが、一般財源から入ってますけどもこれは、どういう経緯で入っているのか教えて欲しいんです。

○総務課長(木村光弘) はい。

○議長(疋田俊文) 木村課長。

○総務課長(木村光弘) 18万2,000円ですが食糧費の分でございます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第7号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度河合町一般会計補正予算)は、承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第8号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)は、承認することに決定いたしました。

◎議案第39号から議案第47号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第6、議案第39号、日程第7、議案第40号、日程第8、議案第41号、日程第9、議案第42号、日程第10、議案第43号、日程第11、議案第44号、日程第12、議案第45号、日程第13、議案第46号、日程第14、議案第47号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第39号、議案第45号、議案第46号、議案第47号を総務常任委員会に付託します。

議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号を厚生常任委員会に付託します。

議案第40号を経済建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 岡 井 誠 也